

○経済産業省告示第百五十八号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）別表第三第二の項下欄の3の規定に基づき、ガス事業法施行規則別表第三第二の項下欄の3の経済産業大臣が定める基準を次のように定め、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）及び法に基づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保安管理システム 保安に関するリスク管理（以下「保安管理」という。）の実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み（保安管理を実施し、評価し、及びその改善を継続的に行うための体制、責任、手順及び人材、予算、物資、専門的技術その他の資源を含む。）をいう。

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性をいう。

三 特定要求事項 法及び法に基づく命令の規定に基づく保安管理に係る要求事項並びに保安管理部門又は事業所が自ら特定する要求事項をいう。

四 不適合 保安管理システムに係る要求事項又は特定要求事項に適合しない状態をいう。

五 検証 保安管理部門及び事業所の活動が保安管理システムに係る要求事項に適合しているかどうか並びに保安管理システムが保安管理部門及び事業所の保安の水準を維持し、及び向上するために適したものであり、かつ、効果的に運用されているかどうかの確認をいう。

六 法定自主検査 法第三十三条、第六十九条（法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第二条の自主検査並びに法第三十四条、第七十一条（法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第百四条の自主検査をいう。

七 認定事業者 認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者及び認定高度保安実施ガス製造事業者をいう。

（一般要求事項）

第二条 保安管理部門及び事業所は、この告示の規定に従って、保安管理システムを確立し、その改善を継続的に行わなければならない。

（保安管理部門及び事業所の体制）

第三条 保安管理部門は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

一 保安に係る最新の技術に関する情報、ガス工作物に係る事故に関する情報その他の社内外の保安に関する情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成及び類似の事故の防止等に有効に活用するための体制

二 保安管理を行う全ての従業員に対し、安全に関する理解を深めるための啓発を行うための体制

2 事業所は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

一 事業所において保安管理を行う組織の業務及び責任の範囲を明確に定めるための体制

二 事業所において保安管理を行う組織の長及びガス主任技術者に対し、事業所長への保安管理に係る意見を述べる機会を確保するための体制

（危険源の特定及び評価等）

第四条 保安管理部門及び事業所は、危険源を特定し、当該危険源により事故が生ずるおそれ及び当該事故による被害の程度を評価し、並びにこれらの結果を寿命管理、法定自主検査その他の保安管理に活用しなければならぬ。

2 保安管理部門及び事業所は、危険源に関する情報を最新の内容に保たなければならない。

（保安管理の実施）

第五条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 法定自主検査の記録、日常点検の記録、定期点検の記録、機器の設備改善、補修及び取替えの記録、運転又は操作の記録その他の保安に関する記録（第五号において「検査等記録」という。）の分析により把握したガス工作物を構成する機器ごとの劣化の要因及び傾向並びに前条第一項の規定による危険源の特定及び評価の結果を踏まえて、その寿命管理を行うこと。

二 前号の寿命管理の結果を、機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定並びに法定自主検査の実施体制の整備、実施方法の決定及び実施時期の決定に活用すること。

三 法定自主検査を行う組織ごとに適切な法定自主検査の実施体制の整備及び実施方法の決定を行うこと。

四 法定自主検査を行う時期並びに機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定の方法を定めること。

五 検査等記録を分析し、必要に応じて、その結果を前条第一項の規定による危険源の特定及び評価、日常点検、定期点検その他の保安管理、ガス工作物の設置若しくは変更の工事並びにガス工作物の運転又は操作に活用すること。

2 保安管理部門及び事業所は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理を行う全ての従業員に周知しなければならない。

（保安管理の実施状況の調査及び評価）

第六条 保安管理部門及び事業所は、定期的に保安管理の実施状況を調査し、及び評価しなければならない。

2 保安管理部門及び事業所は、前項の規定による調査及び評価を行うに当たり、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保安管理の実施状況が特定要求事項に適合していることを確認する方法

二 定性的又は定量的な評価指標

三 前項の規定による調査及び評価の記録を作成する方法

- 3 保安管理部門及び事業所は、第一項の規定による調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。

(検証)

第七条 保安管理部門及び事業所は、検証を効果的に行うため、次に掲げる事項を含む検証に関する計画を作成しなければならない。

一 検証の対象範囲及び方法その他検証の手順に関する事項

二 検証の結果を保安管理部門の長及び事業所長（保安管理部門が検証を実施する場合にあつては、保安管理部門の長に限る。）に報告するための体制に関する事項

三 検証の実施の責任の所在に関する事項

- 2 保安管理部門及び事業所は、前項の検証に関する計画に従って、検証を一年に一回以上実施しなければならない。

- 3 保安管理部門及び事業所は、検証の実施後には、その結果を踏まえて、必要に応じて第一項の検証に関する計画を見直さなければならない。

4 保安管理部門及び事業所は、検証を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（予防措置及び是正措置）

第八条 保安管理部門及び事業所は、第六条第一項の規定による調査及び評価並びに検証の結果を踏まえ、不適合の発生を予防する措置を実施するとともに、不適合が発生した場合には、当該不適合を是正する措置を実施しなければならない。

2 保安管理部門及び事業所は、前項の予防措置及び是正措置に係る手順を確立し、維持し、かつ、書面又は電磁的方法によって、文書化しなければならない。

3 保安管理部門及び事業所は、第一項の予防措置又は是正措置を実施した場合には、その結果を踏まえて、必要に応じて当該措置に係る規程・基準類その他の文書の見直しを行わなければならない。

4 保安管理部門及び事業所は、第一項の予防措置及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（保安管理システムに関する文書の作成及び保管）

第九条 保安管理部門及び事業所は、規程・基準類その他の保安管理システムに関する文書（以下この条に

において単に「文書」という。）を作成し、必要に応じて見直しを行い、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるよう、保管しなければならない。

2 保安管理部門及び事業所は、文書の作成及び見直しに関する体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これらを維持しなければならない。

3 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を確実にするため、文書を保管する手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。

一 保安管理を行う全ての従業員が、文書の保管場所を容易に了知することができること。

二 保安管理を行う全ての従業員が、最新の文書を利用できること。

三 効力が失われた文書は、それを作成し、若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。

四 効力が失われた場合にあっては保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。

（教育訓練）

第十条 保安管理部門及び事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理を行う全ての従業員に

、次に掲げる事項を含む保安に関する高度な教育訓練を実施しなければならない。

- 一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項
- 二 保安に係る情報の管理に関する事項
- 三 規程・基準類の遵守に関する事項
- 四 防災に関する事項
- 五 その他保安管理について必要な事項

(記録)

第十一条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項及び第三項において「書面等」という。）を作成し、保管し、及び廃棄するための手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。

- 一 法定自主検査に係る事項
- 二 日常点検又は定期点検に係る事項
- 三 機器の設備改善、補修及び取替えに係る事項

四 ガス工作物の運転又は操作に係る事項

五 第六条第一項の規定による調査及び評価、検証並びに第八条第一項の予防措置及び是正措置の結果に係る事項

六 前条の教育訓練に係る事項

2 保安管理部門及び事業所は、書面等を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管しなければならない。

3 保安管理部門及び事業所は、書面等の保管期間を定めなければならない。
(緊急事態への準備及び対応)

第十二条 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の発生を常に想定するとともに、その発生を予防し、又はそれが保安に及ぼす影響を緩和するための体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。

2 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の収拾後には、前項の体制及び手順を評価し、必要に応じてこれらを見直さなければならない。

3 保安管理部門及び事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。

4 保安管理部門及び事業所は、防災に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を作成しなければならない。
い。

一 災害対策本部及び防災組織の設置に関する事項

二 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項

三 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所との連絡に関する事項

四 平日の夜間及び休日における保安管理を行う従業員（関連会社の従業員を含む。）との連絡に関する
事項

五 防災体制が確立されるまでの応急措置（平日の夜間及び休日における対応を含む。）に関する事項

六 その他防災に関する必要な事項